

## 【令和7年度】「地域密着型サービス指定候補事業者」の公募について

江戸川区では、介護保険制度の趣旨に沿ったサービス提供体制を確保・実現するため、公募により、健全で円滑な事業運営を見込める「地域密着型サービス指定候補事業者」を選定しています。募集内容は以下のとおりです。

### 1 募集するサービス種別及び募集圏域

サービスの種類 ※2	日常生活圏域※1														
	① 北小岩	② 小岩	③ 鹿骨	④ 瑞江	⑤ 篠崎	⑥ 松江北	⑦ 松江南	⑧ 一之江	⑨ 船堀	⑩ 二之江	⑪ 宇喜田・小島	⑫ 長島・桑川	⑬ 葛西南部	⑭ 葛西中央	⑮ 小松川平井
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	○	—	—	—	○
小規模多機能型居宅介護 ※2.3	—	○	—	○	—	—	○	—	—	○	—	—	○	○	
看護小規模多機能型居宅介護 ※2.3	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	
夜間対応型訪問介護	—														○
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	—														○

「○」＝該当する日常生活圏域（以下「圏域」）の枠内で運営事業者を募集（選定予定）。

「—」＝募集なし。

※1 日常生活圏域：高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるように地理的条件、人口、施設の整備状況等を勘案して設定（6～7頁「日常生活圏域早見表」参照）。

※2 上表網掛けのある圏域で、新規に小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護を整備する場合に限り、グループホームで募集なし「—」としている圏域での併設する計画の応募も可とします。

※3 上表網掛けのある圏域では、新規に開設する小規模多機能型居宅介護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して、開設後、区独自の1年分の運営費補助を予定しています。

**備考** 地域密着型特定施設入居者生活介護（小規模介護専用型特定施設）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）、認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）、地域密着型通所介護の療養通所介護については、具体的計画があれば事前相談期間中にご相談ください。

## 2 応募方法

### (1) 事前相談

応募する計画については事前相談を実施しています。下記担当にご連絡のうえ、ご来庁ください。

- 【対象】 運営事業者（建設・設計事業者の同席は可とします。）
- 【事前相談期間】 令和7年4月23日(水曜日)から令和7年6月6日(金曜日)まで
- 【担当】 江戸川区福祉部 介護保険課指導係（本庁2階②番窓口）
- 【電話】 03-5662-0892(直通)

### (2) 計画書の提出

応募に必要な計画書の書式は、事前相談後にお渡ししています。書類の不備、不足がある場合には受付できませんのでご注意ください。

- 【受付期間】 令和7年5月8日(木曜日)から6月13日(金曜日)まで  
午前9時00分から午後5時00分
- 【提出部数】 正本1部、副本1部の計2部
- 【電子データ】 紙での提出に加え、電子データを提出してください。

えどがわファイル転送サービスを介してデータをやり取りします。

※提出の際は内容の一部が欠けたり、不鮮明になったりしないよう、十分ご確認のうえご提出いただきますようお願いいたします。

### (3) 応募書類

- ① 提出いただいた書類は、理由の如何を問わず返却いたしません。
- ② 本公募に応募するために必要な一切の費用は、応募者の負担とします。

## 3 応募要件

本事業に応募する運営事業者は、以下のすべての要件を満たす事業者とします。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 法人が運営している老人福祉法または介護保険法に基づく事業所に対し、国・都道府県・区市町村が行った指導検査等において、重大な指摘事項がないこと。また、指摘事項を受けた場合にその後の改善がみられること。
- (3) 運営事業者又は土地・建物所有者が次に掲げる個人又は団体でないこと。
  - ① 暴力団員等（江戸川区暴力団排除条例（平成24年7月江戸川区条例第37号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。）
  - ② 暴力団（暴排条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
  - ③ 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等に該当する者がある。

(4) 計画予定地が確定していること。(応募後の計画予定地変更は不可とします。)

#### 4 応募条件

- (1) 1つの運営事業者が応募する計画は、1事業所までであること。(ただし、同一敷地に複数のサービスを併設する計画は可。)例) 1階：小規模多機能型居宅介護、2・3階：グループホーム
- (2) 令和7年度中に事業立ち上げに着手可能な計画であること。
- (3) 選定された事業者は、円滑に事業が行えるよう、近隣に対する配慮や説明を十分に行うこと。説明に際しては、事前に説明の概要等を区に報告すること。
- (4) 土地所有者と運営事業者間での賃貸借等の承諾書を提出すること。
- (5) 借入金がある場合、融資見込証明書を提出すること。

#### 5 施設整備及び事業運営に関する基本的条件

施設整備及び事業運営について、以下を条件とします。なお、本件の応募については介護保険法、老人福祉法、建築基準法、消防法等の関係法令を遵守した計画であることが前提となります。その他、施設整備・事業運営にあたり必要な手続きについても、必ず事前に関係機関・部署への確認の上、遅滞なく行ってください。

- (1) 「江戸川区指定地域密着型サービス事業等の運営等に関する基準を定める条例」で定める基準を満たすこと。※江戸川区の条例は、ホームページから閲覧できます。
- (2) 施設を整備する場合は、建築基準法関係規定、東京都福祉のまちづくり条例、江戸川区住宅等整備事業における基準等に関する条例、景観条例を遵守すること。
- (3) 消防法令等に基づき必要な設備(スプリンクラー設備、消防機関へ通報する火災報知設備、自動火災報知設備等)を設置していること。
- (4) 既存の建物に事業所を開設する場合、「建築基準法による検査済証」の交付を受けた物件であり、耐震基準を満たしていること。
- (5) 江戸川区ハザードマップを参照の上、災害による被害が想定される区域に指定されている場所に施設を整備する場合は、安全確保や避難に係る設計上の工夫及び設備の設置等の対策を講じること。
- (6) 施設整備費への補助金を希望する場合、抵当権が有る場合には抹消を確実とすること。(グループホーム)
- (7) 施設整備費への補助金を希望する場合、家賃設定は東京都の「家賃等設定の考え方」に基づき算出した額を上限とすること。(グループホーム)
- (8) 施設整備費への補助金を希望する場合、土地及び建物が共有名義でないこと。(グループ

ホーム)

- (9) トイレはユニットごとに3か所以上（職員用を除く）を分散して設置し、玄関はユニットごとに設けること。（グループホーム）
- (10) 居室（宿泊室）前にバルコニーを設置し、原則として避難階段に接続していること。
- (11) 施設開設にあたり、介護保険法に基づき江戸川区から事業者指定を受けること。
- (12) 認知症高齢者グループホームについては、事業開始後に福祉サービス第三者評価を定期的に受審すること。

## 6 応募にあたっての留意事項（必ずお読みください）

### (1) 日常生活圏域

「日常生活圏域早見表」（6～7頁）のとおりです。

※合わせてご参照ください。

「江戸川区熟年しあわせ計画及び第9期介護保険事業計画」17頁。

区ホームページ>健康・医療・福祉>福祉・介護「介護保険」>介護保険のページ>条例計画など

### (2) 指定候補事業者の選定（応募以降の流れ）

応募のあった運営事業者に対して、別途計画内容のヒアリングを行います（7月中旬頃を予定）。

その後、「江戸川区地域密着型サービス運営委員会」での協議を経て、選定された運営事業者を地域密着型サービスの「指定候補事業者」とします。

選考結果の通知は9月下旬頃を予定しています。

なお、選考期間中は、選考状況等のお問い合わせにはお答えできません。また、協議の結果、指定候補事業者該当なしとする場合があります。

### (3) 選考における評価項目

選考にあたっては、下記の項目について総合的な評価を行います。

#### ① 運営事業者

運営理念、事業実績、経営状況、江戸川区での計画理由、今後の事業展開

#### ② 計画予定地

開設に向けた近隣住民への対応、生活環境

#### ③ 資金計画

資金調達状況、収支シミュレーション

#### ④ 計画内容

今回の事業の運営上の基本コンセプト、運営方針、施設設備

#### ⑤ 運営内容

職員体制（人員の確保と育成について）、地域との連携内容（地域密着型サービスとし

ての役割)、医療との連携、利用料金、緊急時の対応計画、非常災害対策計画(江戸川区水害ハザードマップへの対応含む)、苦情処理体制

⑥ その他

(4) 応募書類の提出

(3)の選考評価項目を網羅した計画書とともに必要な添付書類は以下のとおりです(サービスの種類によって若干異なります)。

【事業主体の概要】

事業者概要、沿革、事業者パンフレット、役員構成、役員の資格・略歴等、事業者の定款、履歴事項全部証明書(写)、決算報告書及び確定申告書(直近3年分)、他の介護事業の概要・パンフレット等

【資金計画関係】

事業収支予定表(月毎1年分、年毎5年分以上)、資金計画表、給与費算定根拠、融資見込証明書(写)

【職員体制】

代表者の資格・略歴等、管理者の資格・略歴等又は選定条件

【土地・建物関係】

土地の登記簿謄本(全部事項証明書)(写)、土地所有者の承諾書(写)、公図(写)、案内図、配置図、各階平面図、立面図、土地、建物の現況写真、既存建物の検査済証(改修型のみ)、建物の登記簿謄本(全部事項証明書)の写し(改修型のみ)

(5) 施設整備費への補助金

- ・施設整備費への補助金がなければ成立しない計画は、指定候補事業者として選定された後に別途補助協議が必要です。工事着工は補助金内示以降となります。
- ・補助金不交付や減額も念頭に置いて、十分に対応できる計画としてください。
- ・補助金で整備された施設・設備は、財産処分制限期間を経過するまでは、補助事業目的外の使用、譲渡、交換、貸付及び担保の設定は不可となります。
- ・建物を土地オーナーが建設し、運営事業者がその物件を借りる形態(オーナー型)は、施設整備費への補助の対象とはなりません。

(6) その他

応募書類については、財政状況及び収支シミュレーション等の財務計画について公認会計士に分析を委託する際に使用します。予めご了承ください。

7 次回の公募予定

詳細は、公募時期に合わせ「江戸川区介護保険のページ」上でお知らせします。

日常生活圏域早見表

圏域		住所
1	北小岩	北小岩一丁目 2～26、二丁目 19～25・28～39、三～八丁目
2	小岩	上一色、北小岩一丁目 1、二丁目 1～18・26・27、北篠崎一丁目、西小岩、東小岩
		南小岩一丁目 5～15、二・三丁目、四丁目 1～8・10～18、五丁目 6～21、六～八丁目
3	鹿骨	興宮町、上篠崎、北篠崎二丁目、鹿骨、鹿骨町
		篠崎町一・二丁目、三丁目 2～4・8～15・21～23、五丁目 6～8・13・14、七・八丁目、中央三丁目 16～19
		新堀、西篠崎、春江町一丁目、二丁目 5～11・29・30、東松本、本一色、松本
		南小岩一丁目 1～4、四丁目 9、五丁目 1～5、谷河内一丁目
4	瑞江	江戸川一～三丁目、四丁目 1～14、西瑞江三丁目、四丁目 4～8、春江町二丁目 1～4・12～28・31～50、三丁目
		東瑞江、瑞江
5	篠崎	篠崎町三丁目 1・5～7・16～20・24～33、四丁目、五丁目 1～5・9～12、六丁目
		下篠崎町、東篠崎、東篠崎町、南篠崎町、谷河内二丁目
6	松江北	大杉、中央一・二丁目、三丁目 1～15・20～26、四丁目
		西一之江一丁目、二丁目 1～25、三丁目 4～8・17～27、四丁目 5・11～13、西小松川町、松島
7	松江南	西一之江三丁目 1～3・9～16・28～45、四丁目 1～4・6～10・14～16、東小松川
		松江一～四丁目、五丁目 4～13・26～28、六丁目 3～9、七丁目
8	一之江	一之江、西一之江二丁目 26～31、西瑞江四丁目 1～3・11～27、春江町四丁目、五丁目 1・2・7・8
9	船堀	北葛西一丁目 1・2・5・15～19、二丁目 1～3、船堀一～六丁目、七丁目 1～15
		松江五丁目 1～3・14～25、六丁目 1・2・10・11
10	二之江	一之江町、江戸川四丁目 15～20・22～25、五・六丁目、西瑞江五丁目、二之江町
		春江町五丁目 3～6・9～31、船堀七丁目 16～20
11	宇喜田・小島	宇喜田町、北葛西一丁目 3・4・6～14・20～25、二丁目 4～29、三～五丁目
		中葛西一丁目 1～30・33・35・36・38～49、二丁目 4・5・8・9、四丁目 2～11、西葛西一～五丁目、六丁目 1～11

12	長島・桑川	中葛西一丁目 31・32・34・37、二丁目 1～3・6・7・10～27、三丁目 4～9・22～29
		東葛西一～三丁目、四丁目 16～26・56・57、五丁目、六丁目 4・17～24・34～37・48～50
13	葛西南部	清新町、臨海町一～四丁目、五丁目 2・3、六丁目
14	葛西中央	中葛西三丁目 1～3・10～21・30～37、四丁目 1・12～20、五～八丁目、西葛西六丁目 12～29、七・八丁目
		東葛西四丁目 1～15・27～55・58、六丁目 1～3・5～16・25～33・38～47、七～九丁目、堀江町、南葛西
		臨海町五丁目 1
15	小松川平井	小松川、平井